

介護認定調査員の資格要件等

資格要件	応募に必要な書類等	備考
① 介護支援専門員	指定の申込書、資格証の写し、運転免許証の写し	「更新者」及び「未更新者」
② 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される方であって、介護に係る実務の経験が5年以上ある方	指定の申込書、資格証の写し、運転免許証の写し、実務経験証明書（※資格取得後、5年以上の実務経験を証明するもの）	「実務経験証明書」について、様式は問わない
③ 自治体において認定調査に従事した経験が1年以上ある方	指定の申込書、運転免許証の写し、就労証明書	「就労証明書」について、様式は問わない

【 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される方 】

第1号・・・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士

第2号・・・身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事したイ又はロに掲げる者

イ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する計画相談支援、児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者